令和７年度埼玉県障害者施策推進協議会

参考資料４

第２回ワーキングチーム（Ａチーム）会議メモ

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和7年11月27日（木）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　14：00-16：00

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　埼玉県県民健康センター小会議室

参加者：松本委員（リーダー）、万谷委員、白石委員、石橋委員、関根委員、

　　　　神月委員

欠　席：なし

他チーム参加者：下重委員（Ｂチーム）

傍聴者：なし

（事務局）  
　それでは、これからワーキングＡチームを開催いたします。よろしくお願いいたします。　　　　　  
　まずは資料の確認です。

　～　資料確認　～

　それでは、進行は松本委員にお願いできればと思います。  
　よろしくお願いいたします。

（松本委員）  
　次第を見ていただきまして、議題が並んでいますが、まずは（３）伊豆潮風館及びおおぞら号に係る緊急提言案について審議させていただきます。  
　まず事務局に確認なのですが、今年度中にこのチームの提言をまとめるのですか。

（事務局）  
　はい。3回目のワーキングチームが、年明け1月中旬から下旬にかけてありますが、3回目ワーキングの場では、チームの重点課題ということで、提言につながる内容をまとめていただきます。  
　今年度、このチームの重点課題としてまとめていただいたものを、さらに来年6月の第1回障害者施策推進協議会では統括する流れになっております。

　実質的に話し合うお時間は本日と、1月のワーキングとなります。

（松本委員）  
　承知しました。

　それでは、本日は、皆さんが今、課題に思っている点を共有していくということですね。

　それでは、まず、伊豆潮風館、おおぞら号に係る提言案について議論していきたいと思います。

　事務局は資料の説明をお願いします。

（事務局）  
　では、資料２を御覧ください。

　～　提言案内容を説明　～

　ここで御相談があります。

　万谷委員からいただいていた御意見です。提言内容の１「両事業の継続と代替措置の抜本的検討」と、２「利用者障害者団体の意見聴取の徹底と行政プロセスの透明化」について、順番を入れ替えた方がいいのではないかとの御意見です。  
　事務局としましては、第2回協議会の中で話し合われた趣旨として、まず両事業の継続を求めるということを記載した上で、もしそれが叶わないのであれば、代替措置について、という順番で構成すべき、との御意見をいただきました。  
　事務局としては、原案のままの順番が協議会の御意見をより反映していると考えております。

（松本委員）  
　ありがとうございます。これは確認ですけれども、BチームCチームは提言案のとおりでよいという考えで、本日のAチームが了解すれば、ということでしょうか。

（事務局）  
　はい。そのとおりです。

（松本委員）

　分かりました。

　それでは、まず万谷委員は御意見ありますでしょうか。

　逆にした方がいいのではないか、という御意見の趣旨等御説明いただいてもよろしいでしょうか。

（万谷委員）  
　私達の意見を聞かずに決められたということが一番の問題だという話が理事会の中で出たので、どうなるか分からないけれども、県には連絡しますという話を団体内でしています。

　今回、事務局が提言内容の順序は変えずに進めたいということであれば、それはそれで構いません。

　団体の理事会には私から伝えておきます。

　ありがとうございました。

（事務局）  
　補足説明をさせていただきたいと思います。

　参考資料A-1を御覧ください。万谷委員と神月委員からの意見について、反映可否欄に反映していないの×印を付けております。

　これは、全く御意見を取り上げないということではなく、提言案の内容に既に違う表現で盛り込まれていると事務局で判断したための記載です。

　その点も含めて問題ないか、御確認をお願いしたいと思います。

（松本委員）

　却下ではなく、他の部分に盛り込まれているから、という説明について、万谷委員、神月委員いかがでしょうか。

（神月委員）

　提言案に対し事前に意見提出した際にも申し上げましたが、伊豆潮風館については、単なる段差がないという意味のバリアフリーだけではなくて、そこで働いている方々の障害のある方への配慮等、民間の宿泊施設でそういうことが出来るのか、ということがあると思います。

　その点について、やはり伊豆潮風館の存在価値は大きいと思うのですが、その点が読み取れる文面が見当たらないと思いました。

　単なるバリアフリーではないというのは、すごく大きいことだと思いますので、そういった点について違いがあるという文面が表現されていると、よりいいのかなと思いました。

（事務局）  
　接遇面については、１（２）イの伊豆潮風館の代替措置の上から４つ目に、障害特性に応じた接客等のバリアフリー対応という表現を記載しています。

　さらに、最後に様々な種別・程度の障害当事者、いわゆる重度障害の方も含めて、利用しやすいよう情報提供を強化すると一応書かせていただいたつもりではございました。

（神月委員）

　後は音が響かない等の配慮が行き届いている等といった点も含めて課と思います。

　バリアフリーと謳う民間宿泊施設はたくさんあると思います。そういったところとの違いが、もう少し表現できたらいいなと思います。その点が皆様が伊豆潮風館を存続すべきと思っている点だと思いますので、上手く表現できたらと思います。

（事務局）

　例えば、提言内容１（１）の部分で、まず決定の撤回と事業継続の再検討と書いてありますが、この部分に、特に伊豆潮風館については、物理的なバリアフリー以外にも接遇面も含めたバリアフリーが整っていることから重要性が高い、だから事業継続すべきであるという内容を記載するのも一案と思っていますがいかがでしょうか。

（万谷委員）

　少し違う話かもしれませんが、オストミー友の会が県から委託されて、入浴指導を伊豆潮風館で行っているとのことです。そのため、伊豆潮風館が無くなってしまうと県から委託されている入浴指導はどこでやればいいのか、という話を聞きました。

　そういう情報もあるので、そういったことも盛り込めないかと思っています。

（松本委員）

　今話題に上がっているのは、伊豆潮風館が他に代え難いという点を、どのように提言に盛り込んでいくかということですね。

　盛り込む点としては、物理的バリアフリーとそれ以外の点もバリアフリーである点と、研修の機能を持っている点が出ました。

（事務局）

　申し訳ないですが、研修の機能については、あくまでも委託事業になりますので、委託事業として、伊豆潮風館を使わない形での方法を、委託側である県と受託側との協議によって決定できます。

　その点を持って伊豆潮風館が無くなると困るというオストミー協会の御意見は承りますが、提言に盛り込む要素としては違うのかと思います。

　音の面であるとか、障害当事者が大きい声を出してしまったりですとか、落ち着くことが出来ない方に対して、他の御利用者様も寛容だということが施設の特性としてあるということで御意見をいただいていると思います。

　その点が盛り込めればいいという理解でよろしいでしょうか。

（神月委員）

　要は民間の宿泊施設が実施することが困難だという点について、伊豆潮風館は差別化が図られているということが、ハッキリと提言に記載されていると分かりやすいと思いました。

（松本委員）  
　そうしましたら、そのような御意見を含めた文面を事務局で作っていただきたいと思います。

　文章を差し込む部分についてですが、座りはどの位置が良さそうでしょうか。

（事務局）

　最終的に書面決議をお願いする際にお諮りしますが、事業継続の再検討という部分に、特にこういう施設であるから、他に代え難いので、伊豆潮風館については、継続していく必要がある、というように入れさせていただくのがより良いのではないかと思っております。

　文面については事務局で検討させていただきます。

（松本委員）

　ありがとうございます。

　この後の提言案訂正の段取はどのように考えていますか。

（事務局）

　書面決議を考えております。

　12月第1週、第2週には署名決議ということで各委員にメールさせていただきます。

　これに対して賛成・反対を御回答いただき、12月上旬には提言としていただきたいと考えております。

（松本委員）

　ありがとうございます。他に何かありますか。

（下重委員）

　伊豆潮風館は盲導犬ユーザーも宿泊可能ですか。

（事務局）

　可能です。

（下重委員）

　民間の宿泊施設に盲導犬ユーザーが宿泊しようと思うと難しいような気がします。

（事務局）

　民間施設でも盲導犬を受け入れるところは実際あります。

　ただ、泊まりやすいかと言われると、盲導犬自体のトイレの関係等もありますので、やはり不便ではあるのではないかと思います。

（松本委員）  
　今のご意見は特に提言に盛り込むという話ではないということでよいでしょうかね。

　後はいかがでしょうか。

（関根委員）

　１番については、皆様の御指摘の通りだと思いますが、２番について、第２回協議会の場で私がこの点に言及したのですが、事務局からは、「この場では話すことではない。」と非常に厳しいコメントをいただいて、不愉快な思いをしました。

　今回の提言については、記載されている言葉はすごく綺麗なのですが、これで本当に大丈夫かと思っています。

　具体的には、万谷（大木）委員が以前御意見された中で、海外では、このような事例について、意見を交換する場があるという具体的な話が出ていまして。

　そのようなことをしなければならないと強く思いました。

　その意見からしますと、こういった行政のパターンですと、障害だけではなく、他の分野への公平性を問いながら、なんとなく先送りしてボヤかすのではないかと、強い不安を感じています

　では、今回の提言の中に、その点をどのように盛り込むのかと考えると難しいので、今日も議事録は出ると思います。これを言葉だけで終わらせないで、しっかり事務局も含めて支援をして、全体協議会でやっていくという内容を記載、記録をお願いしたいと思います。

（事務局）  
　分かりました。

（石橋委員）

　事務局への質問です。元々この伊豆潮風館に関する話題は、予算会議の中で出てきた話題だと思うのですが、代替措置が用意される可能性と、伊豆潮風館に関する予算が減るだけ、といった可能性はあるのでしょうか。  
　今、０か１００かのような印象があります。

（事務局）

　予算が減るということではなく、元々施設の性質からして、指定管理者制度を採用しているので、伊豆潮風館事業全体にかかる費用について、宿泊料等の収入があって、足りない部分については、不足部分を県が予算として支出するということになります。

　そのため、全体経費の積算について、運営を受託してくれている事業者から示していただいて、実際の見込み収入金額に対して、足りない部分については、県が予算措置するということになります。

　事業全体の費用に対し、不足が出るのであれば、その部分については県が支出するので、その支出を減らして、例えば運営日数を減らすといった予定は今のところありません。  
　伊豆潮風館事業は、予算が減るだけになる、という事態が生じる仕組みの事業運営形態ではありません。

　例えば、おおぞら号に関しては、運行日数を130日から60日に減らし、それに伴って予算が減った、ということはあります。

　伊豆潮風館に関しましては、営業しなければお客さんが来ないので、収入は減りますが、逆に支出として、人件費は通年でかかってしまいます。その点、大幅に金額が変わるわけではないので、営業日数を減らしたからといって、一概に県予算が減るということではありません。  
　一方で、県予算を減らすことで、伊豆潮風館事業をずっと続けていくことが可能かどうか、という点は別の話になります。  
　事実、人件費、物価高騰等の影響があり、伊豆潮風館運営費用は増えてはいるところではありますので、それに伴って増える予定の予算は確保するつもりです。

（石橋委員）

　伊豆潮風館に関する予算を全てなくす、ということではない、ということですよね。

（事務局）

　伊豆潮風館が仮に継続という形になれば、運営費用に対する予算を確保していきます。

（石橋委員）

　ありがとうございます。

（松本委員）  
　他に意見がないようでしたら、皆さんからの御意見を、また事務局において修正していただければと思います。よろしくお願いいたします。

　それでは、伊豆潮風館、おおぞら号に係る提言案については、これで終わらせていただきます。  
　次の議題は、障害者への理解促進と差別解消についてということで、次回1月にある3回目のワーキングチームで、どのようなものを提言案に掲載するのか、これは外せない、これは必要、これは後回しでもいい、といった選定作業を行うことになります。  
　本日は、課題を出し合うことを進めていければと思います。

　私が作った、皆様の御意見をカテゴリー別にグルーピングした資料を追加で配布いたしました。

　このカテゴリーで見たほうがイメージしやすいと思い作ったものです。  
　今回、このワーキングチームの進め方について、ホワイトボードに御意見を付箋で貼り合う形式で進め可視化を図りたいと思います。

　例えば、教育においても、やはり差別があって、障害のある子がなかなか色々な機会に恵まれない。  
　体験格差は、障害のある成人の方だけではなく、子供も同じようにあって、中々遊んだり、旅行に行くことが出来ません。

　また、住まいの問題。住まいがきちんと公平に確保できているのかという点。  
　さらに、働くことに関する問題。

　私は就労移行支援事業所を運営していますが、精神障害があると事業者は雇ってくれません。かなり厳しいですね。

　あと、お金の面について、給料は安くないか。

　社会参加について。前回のワーキングチームで重要な御意見が出ていて、選挙に行くのに、投票所まで行くことが出来ないという論点もあります。

　そういったことを参考に、時間を取って付箋１枚に１つ意見を記載してみましょう。

　～　作業　～

（松本委員）  
　それでは、ホワイトボードに１人１枚ずつ説明しながら貼り付けていきましょう。同じ意見であれば、その下に貼り付けていくことにします。

（石橋委員）

　研修についてですが、新しく研修を始めるというのは負担が大きいと思うので、どの会社もハラスメント等の研修を必ずやっていると思います。

　そこにプラスで、合理的配慮等の研修を入れてもらえるように啓発していくのがいいのではないかと思いました。

　あと選挙関係についてです。特に難病の方は年中ベッドにいる等、移動が困難な方が結構います。その場合の移動支援はすごく大変です。

　そのため、例えば県独自に移動投票所等を行えればいいと思います。その方が行政への負担も少ないし、当事者も楽だと思いました。以上です。

（下重委員）

　選挙に関して２つあります。郵便による投票方法もありますが、手続きが複雑で使いにくいです。  
　また、投票所に掲載されている情報が文字情報ばかりで分かりにくいです。

　以上です。

（白石委員）  
　義務教育のカリキュラム化が全てに共通して重要なことではないかと思います。

　具体的な例として、障害のある方との交流と、中高学年であれば実習ですね。今、私立高校等では、実習でカリキュラムに入れている学校もあるみたいです。  
　それを制度化して、義務義務教育の頃から、障害を理解していただけるようにするのが根本ではないかと思いました。  
　また、住宅確保・生活支援については、厚生労働省でもやっている介護保険と障害の地域包括ネットワーク等も活用して、地域のネットワークづくりと活用に取り組んではどうかと思いました。

　あと、企業における差別解消の推進・理解促進分野と、障害当事者参加と環境整備分野についてですが、やはり障害に対しての理解をどのように深めていくかということで、これも義務教育のカリキュラム化すべきの意見に含まれてしまいますが、例えば、現在ノーマライゼーションという言葉も死語と言われるぐらい浸透しているにも関わらず、その反面、理解されていない実態もありますので、実質的な理解を深めていただく取組が必要だと思います。

（関根委員）

　同意見です。  
　義務教育でのカリキュラム化をしないと、根本的に障害に対する考え方が変わらないから難しいだろうと思っています。

（万谷委員）

　私も同意見です。

　障害当事者が実際に事業に参加して、説明に行くということを、必ず事業の中に組み込んでいただきたいと思っています。

（下重委員）

　義務教育等でなくても、社会全体で障害がある人との共通体験がないということがあります。理解と促進に関しては、日常的な障害がある人との生活がないと、やはり理解が進まないのではないかと思います。

　また、放課後デイサービスの整備が進んで、障害児と健常児が放課後さえも交わらないという状況があります。  
　共に学ぶ、前段階から分別が進んでしまっています。早期発見、早期療育の療育が分離になってしまっているのが日本だと思います。  
　一緒に過ごしていないから、お互いを知らない状態です。制度だけあっても、障害者と出会わなければ意味がないと思います。

（松本委員）  
　交流・体験は意図的に作る必要があると思います。  
　お2人の御意見は障害者との日常的交流が必要であるということが趣旨であったと思います。

　やはり、一緒に過ごすということが非常に大事だと改めて思いました。

　意図的に交流体験の機会を作って、触れ合う機会があるといいと思いました。

　意図的な機会として「語り」があると思います。  
　障害のある方々の語りは、頭にスッと入ってくるし、胸に響くものがありますし、小さい子でも分かります。一緒にサッカーやバーベキューをやることと同時に、語りを聞いてもらう場があるといいと思いました。  
  
（万谷委員）

　選挙についてですが、まず地域に障害者がいるかいないかが分からない問題があると思います。障害のある方が外に出ないので、あまり目につかない実態があります。  
　あと、民生委員が訪問しても、障害のある方御自身が在宅しているのに返事をしない、顔を見せないということが多いらしく、民生委員ですら障害者が地域にいるかどうか知らない。

　また、選挙の際は障害者一人では出ていけません。投票所まで移動させるための手段を考えてもらわないといけないと思います。車椅子の人であれば押していけばいいけれども、そこに段差があれば出れないし入れません。  
　それと、車椅子利用でなくても、歩くことが不便な方は移動手段を考えてもらわないと選挙に行けないという話を聞いたことがありますので、その点を考えてもらえれば障害者も投票に行きやすいと思います。

　あと、目が見えない方が投票に行った際に、書くことができなくて、代理の人に書いてもらうそうですが、代理の人に投票内容が分かってしまうことが嫌で選挙に行かないという意見もありました。その点も変えていただかないといけないと感じました。

（松本委員）

　選挙は課題が山積していますね。そもそも選挙に行けない、という課題があるということですね。

（下重委員）

　障害者は給料が安いです。  
　ほぼほぼ公務員以外の職業の場合は非正規ですし、公務員でも非正規が多い実態があります。ほとんどの雇用が非正規ですので、ボーナス等にも関わってきますし、最低賃金を守ってないところも多いです。  
　もう１点ですが、障害者の一般就労が進んでいないことです。数字だけは進んでいるのでしょうが、特例子会社は本当に一般就労なのかと疑問です。  
　一般企業の雇用率達成のために作ったのが特例子会社なので、名目上雇用したことにして、学校で例えると特別支援学校のようなものを作って、入社式も交流もない。名刺だけもらっているという現状があります。

　それは本当に一般就労なのかという疑問を持っています。

（神月委員）  
　障害のある人のための雇用に関する制度はたくさんありますが、課題が多いです。

（松本委員）

　精神障害のある方について企業の中で精神疾患があるかアンケートを取り、それを雇用率に取り込んでいたりますよね。手帳を持っていたり、病院に行っている等もそうです。  
　それは雇用なのかと疑問に思います。

（万谷委員）

　企業における難病障害への理解が不足しているという点について、例えば私であれば、直射日光に当たれない。重いものを持てない等がありますが、そういったことに対する配慮と、あと、例えば足が不自由な人は、手すりがないと危なくて歩くことができない等、障害種別によって障害に対する配慮の仕方が全部違うんですね。

　そういった点を企業に、例えば足の不自由な方、目の見えない方、私達のような難病の人等が、順繰り、順繰り研修に回って、そういうのを分かっていただくということが必要と思っています。

（松本委員）

　やはり、働く場や機会をきちんと確保したいし、もっと拡大したいと思いました。

（神月委員）  
　障害のある方にとっては、新宅確保の支援と住み続けるための両方の支援がないと難しいと思っていて。  
　近隣トラブルがあったりした時も、やはりトラブルの間に入ることが必要だと思います。

（松本委員）  
　ゴミ捨てに失敗して近所の方に怒られたからゴミを捨てられず溜め込み、ゴミ屋敷になってしまうなどの例は結構あります。

（関根委員）

　企業から見ると障害者採用がどのようにメリットがあるか、よく理解できていなくて、こういったことに対して行政も絡んで啓蒙していかないと難しいと思います。  
　例えば、障害者独自の市場の必要性を感じてたりするかもしれません。

　企業サイドから見た障害者採用のメリットをもっと出さないと企業は動かないと思っています。

　それと、今まで雇用が進まない理由として、例えば身体障害の人の場合、移動ができないということが、車や車椅子で出来るようになったり、目が見えない方も、道具や機器等を用いて出来ることがあったりすると思いますが、現在のように、AIが活用できるようになる等して、環境がどんどん変わってきています。

　障害のある方の働く場についても、日々色々なことが出来るようになっているのではないかと思います。  
　その点をもっと突っ込んで、皆さんで協議すると、今まで働けなかった方が働けるようになる等雇用がさらに広がるのではないかと思います。

　それから、これも企業の視点からすると、障害のある方とどのように付き合ったらいいか分からないので、実例を見ようとしても、実際にこのように雇用されている、といった実態が思うように掴めません。実態がもっと掴めれば、うちの企業だったらこのように出来るかも、ということが出てくると思いますので、そういったことを情報交換できるような場の提供等がお願いできればと思っています。

　あと、海外では、それぞれの国が色々な形でうまくいってる事例もあるのではないかと思いますので、障害者の社会参加、特に雇用あたりは研究してやれれば、もっと広がると思っております。

　もう１点、私が思っているのは、埼玉県は47都道府県で最も特徴がない等と言われていますが、逆に、住民に対する姿勢をもっと前面に出して、埼玉県では障害者含めて皆に優しい、きちんとしている地方自治体だというのを全面に出しながら、教育のカリキュラムの中にも研修を入れていくことで、皆がなんとなく住んでみたいという思想的な部分まで含めて展開できる形で進めればいいと思います。

　この点は、行政が割とやりやすいと思います。

　あと、抜本的には、障害のある方、その他の方含めて、どういった形で付き合っていけばいいか、それは社会としてどんな意味があるのかと中々イメージができない。とかく助けてほしいといった願いを持っているのが、障害者だと考えられがちなのですが、実際は社会の枠組みの中できちんと役割を持たせてもらって、そこで生きていきたいというのが一番の気持ちですので、そういったことが全体に伝わるような取組が必要だと思います。これも教育において行うべきかと思いますが、根本的なところではないかと思っています。

（神月委員）  
　私どもは就労継続Ｂ型なのですが、今まで通所されていた方が髄膜炎になってしまって、結局車椅子になってしまったのですが、就Ｂは移動支援の福祉サービスが使えません。

　私どもの施設は精神の方が利用者の中心なので、送迎をやってないんですね。

　なので、移動支援を利用したくても利用ができないということで、そのような制度の枠組みの作り方自体に、障害のある方に対する理解が少ないのではないかと思います。障害があるからこそ就Ｂに通うわけなので、もう少し障害のある人の生活を考えたうえで、県でも事例を集めて、国に要望として出していただければと思います。

（松本委員）  
　今の事に絡めてですが、障害のある方はきちんと医療を受けられているのか、すごい気になっています。

　精神障害ある人は、一般病院に断られてしまいます。病院で働いていた時も、入院患者さんが、イレウス、腸ねん転でものすごい痛がっていて、意識も遠のいているのだけれども、受入病院がなかったです。  
　精神障害のある方は、一般病院からプシュコですかと確認されて、一般病院では精神障害のある方をプシュコと言うのですが、プシュコですね、うち無理ですからと言われて医療が受けられないです。  
　身体障害の人は大丈夫なのでしょうか

（下重委員）

　歯医者は結構大変です

（松本委員）

　障害があっても、医療は生きるか死ぬかの健康が懸っている場面なので、障害格差があるのは問題だと思います。  
　きちんと健康と命が守れる体制を、障害有無関係なく作っていきたいと思います。

　もう１点、教育に絡む話ですが、学校での障害児の受け入れ体制についてです。  
　何故学校は受け入れてくれないのかと良く話題になりますが、この前福祉教育で小学校を訪問した際、学校の担任の先生が車椅子の子の１人介助をやっていました。  
　それも全国一般でそういうことになっているそうです。

　だから私が授業をしていても、車椅子の子がトイレと言うと、先生が押してトイレに行って10分ぐらい帰ってこない。

　その間、私が見ていましたが、おかしいのではないかと思いました。途中具合が悪くなった子がいて、私がいたから良かったですが、普段はどうしているのかと思います。担任の先生が持ち場を離れてトイレ介助する体制はおかしいと思っています。

　あとは体験格差の話です。障害があると、障害のない人が普通に体験できることが体験できない、ということがいっぱいあります。  
　飛躍してしまいますが、今、子供の体験格差がすごい問題になっています。

　家にお金がないから、夏休みは海にも行けないとか、キャンプ行けないとか、旅行に行けないとか、両親が働いているから、お金はあるけれども、旅行に行く時間はない、という子がかなりいます。

　「お金がない子だからかわいそう」という話ではなく、子供の発達と成長に影響が出るそうです。今、日本中あっちこっちで子供の体験格差をどうやって減らしていこうか、ということで、NPOが中心になって、色々な方が、例えばスポーツ学部の子達が野球を教えるとか、そういうことをやっているのですが。  
　県だと、どうしても障害者の体験格差、高齢者の体験格差、子どもの体験格差と役割分担が生じてしまうと思うのですが、体験格差というキーワードで括れば、全ての人達に体験格差の問題はありますので、一緒に対策出来ないのかなと思います。  
　もう１点、モヤモヤしていることがあります。  
　優先席についてです。  
　学生が調子悪くて優先席に座っていたら「若いのに何座ってんだよ！」と言われて、具合が悪いけど、具合悪いとも怖くて言えなくて、席を立ったそうです。

　優先席という制度を作ってもうまく機能しない。  
　福祉の根本と重なると思っていて、法律や制度があっても、それだけでは回らないということです。  
　今、若い人が優先席に座っていると写真に撮ってインターネットで晒されるそうです。  
　若い子が平気で優先席に座って、前に歩行状態の悪い高齢者がいても平気といった状況がいっぱいあります。

（白石委員）  
　ある方に言わせると優先席があること自体遅れている、ということらしいです。　　さらに今パーキングパーミットといって、それも全然理解されていないから、違う問題が起きたりしているようです。

　そうすると、くどい様ですが、幼少期から障害理解等に関することを伝えていかないと、意識の問題になってくると思うので、インフラだけ整備してもそういった事態は解決しないと思います。

（松本委員）

　多分、両方必要なのだと思います。障害者差別解消法等出来ましたが、上手く回らないのは、御発言のとおり、意識の部分がおいつかないと回らないのだと思います。

　議論している中で、優先席という名前が悪いのではないか、という意見がありましたが、そういうことでもないと思っています。

　やっぱり障害があってもなくても、その時にその席を必要としている人がきちんと譲ってもらえる、使えるという状態。強いて言えば、どこに立っても、きちんと譲ってもらえるような環境・意識・文化をどうやって作っていくのか、とても大事なことだと思っています。

（万谷委員）

　この間、小学生に席を譲られました。一般の席でした。  
　驚きましたが、でも子供から見たら高齢の人だよな、と思って、ありがとうと座ったのですが、恥ずかしい思いがありました。

　なんなら、優先席の方に行ってた方がいいのかな、とも一瞬思いましたが、優先席に人が既に座っていて、そこに行って前に立つのも申し訳ないから、普通に立っていたら小学生が譲ってくれました。

　あと駐車場について、私は内部障害があるので、駐車許可証を持っています。

　それを付けて駐車したら、通りすがりの方に「障害者でもないのになんで駐車してるんだよ」と言われたから、「内部障害です」と言い切りました。その方にも謝らせました。  
　そういうのが多いです。駐車する前に許可証を付けることが出来ないんです。ミラーのところに付けるので運転の支障になります。なので、駐車してから、ミラーのところに付けると、そのような事態が起こるということを実際に経験しています。

　出来るだけパーキングパーミットのエリアには駐車しないように、普通のところに駐車しています。

　足もちゃんとしているし、ただ少し心臓が悪いし、今日は疲れているから、そこに駐車しようと思ったら、そういうことになって腹が立って、もうそこには絶対駐車しないと思っています。

　そのような制度が出来たのはいいけれども、周囲の理解が全然ないという状況です。

　障害者マークを付けて走っていれば分かりやすいかもしれませんが、私達のような内部障害の人達はマークを付けて走るわけにはいかないので、そういう事件が起きやすいです。  
　他の内部障害の人達も同様の経験をしているようで、やはり駐車したくないと言っていました。作ったはいいが、という感じです。

（白石委員）

　青森県では、小学生が横断歩道を渡るのを停車して待っていると、振り向いて挨拶するじゃないですか。それは、教育で、そういう時には挨拶しましょうということが効果的に表れている部分だと思います。そういったことは障害福祉分野にも十分活かせるのではないかと思います。

　ただ、そうなると今度は文部科学省の管轄になるので、そういうのはどのように働きかけたらいいのか、という問題はありますけれども。

（松本委員）  
　義務教育に組み込むという、文部科学省を絡めた動きが１つあると思います。  
　そうではなくて総合的な時間の枠を使って組み入れるですとか、わざわざカリキュラムに入れ込まなくても、例えば私達はNPOで福祉教育をしていますが、色々なチャネルを作るのが重要ですよね。

（白石委員）

　先程、松本委員の言っていた「語り」はすごく効果があると思うので、説得力があると思います。

（松本委員）

　そうなんです。語りは小学生でも分かるので。

　体験した人の言葉はすごく重いですから。

　本日の話だと、課題は沢山ある、そして、教育、働く、社会参加等色々な分野にまたがっているということが分かりました。

　そして働くだけでなく、余暇もしっかり確保できる必要があります。

　あと、少し見えてきたのが、法律や制度があるのはとても大事なことなのだけれども、それだけでは上手く回っていかないということです。  
　車の両輪で人々の意識や理解が進まないと中々住みやすい埼玉にはならない、ということが見えてきたというところですかね。

　教育の話が出てきたところで、彩の国いろどりライブラリー事業について、事務局から説明をお願いします。

（事務局）

　本日は彩の国いろどりライブラリー事業について報告と御相談をさせていただきたいと思います。

　～　資料説明　～

　今現在、身体障害のある講師の登録しかありませんが、他障害種別の講師の方も追加したいと考えていると申しましたが、調べたところ、候補として、知的障害のある方で、東京大学で大学生向けに講演したり、海外等でも呼ばれて講演に行かれたり、国内でも様々な場所で年間10回程度講演をされているという実績のある方がいらっしゃいます。その方について情報整理して改めて講師として追加登録してよいか御相談させていただきた位と思います。  
　また、前回のワーキングの中で、神月委員から、神月委員の施設に精神障害の方で講演実績のある方がいるとお話をいただいておりましたので、その方の講演実績も本日御教示いただきながら、こちらも追加登録について御相談させていただければと思います。

　事務局からは以上になります。

（松本委員）

　講師の登録基準について、１つは研修を受けてもらいたいと思っています。

　語りは非常に強度が強く相手に伝わってきますので。方向を間違えると逆に差別を生んでしまうことになります。

　それは避けたいので、どういう部分に気をつけて、どのようにやればいいのか、短い研修を、動画でもいいので受講していただくことを条件に加えてもらえればと良いと思いました。  
　追加登録する講師の障害種別に発達障害も加えていただければと思います。

　東松山に素晴らしい講演をする発達障害の方がいて、素晴らしい講演を全国でやっていたのですが、亡くなってしまいました。

　特に発達障害は日常生活の中で理解されなくて苦しいのだけれども、多い障害だと思いますので、掘り起こせば良い講演の出来る発達障害の方もいると思うので、発達障害の講師の方も増やせると良いと思います。

（神月委員）  
　来年1月にも大学からお願いされて、90分の授業の中で講演をするよう呼ばれています。

　コロナ前から１年に１回くらいの割合で、看護学生等150人くらいの前でお話して、その後質疑を受けるという形式でやってもらっています。

　大学は２か所実績があります。  
　気になったのですが、謝礼はどのようになっていますでしょうか。

（事務局）

　申し込みした団体と講師の間で直接やっていただいています。

（神月委員）

　希望としては、1日いくら、という形で、はっきりと決めていただいた方が良いと思います。交渉はハードルが高いような気がします。

（事務局）

　昨年も同様の議論がありました。

　講師をされる方によっては、小中学校だったら交通費だけ出してもらえばいいけど、企業だったらある程度料金をいただく、というように、差をつけていらっしゃる方も実際にいらっしゃいます。

　そういったこともありましたので、一律に同一金額を設定することが難しいということがありました。

　先程、登録講師には研修を受けてもらいたいという御意見もありましたが、一律に養成研修を受けていただき、登録講師になっていただく仕組み、状況であれば、県側から、このような条件の場合、90分いくらです、という提示が可能かと思ったのでが、現在の登録講師の方たちは、埼玉県内で福祉教育が始まった平成一桁時点で、講師研修を受けていただいた方の中から、さらに御賛同いただいた方に講師になっていただいています。  
　そういった方でなくても、社会福祉協議会の中に人材バンクがあって、そこから小学校や中学校に出向いていただいて講演、研修、実践をされている方が、講師登録されていたりもします。  
　このようなことから、御本人たちの御希望もあり、同一の講師謝金額を決めることが叶わなかった経緯が事実あります。

　彩の国いろどりライブラリーは、県にお申込みいただくのですが、謝金額の他、日程調整等にも県が間に入らない仕組みとなっています。あくまで講師を紹介する制度にとどまっています。

　御依頼される方が、この金額だったら出せますと御提示いただいて、県から講師に金額感をお伝えし、講師が受けていただけるかという交渉も含んだ形で御相談いただいています。

（事務局）  
　ありがとうございます。

　謝金を一律化するかどうかについては、段階を踏みながら調整する感じですかね。

（事務局）  
　制度がもう少し進んだり、講師の皆様に御理解いただけたりすれば、ある程度謝金の一律化が可能かと思いますが、中々その金額を決めてということが難しいところがあります。

　制度的に、県として何故この金額を提示したのか、という根拠の提示が難しいとえています。

　例えば、企業向けに3時間パッケージの研修をやっているような団体だと、参加者１人当たりいくら、という形で料金が発生するところもあります。

　同じような研修形式でも、2時間100人程度の皆様に話しても、ある方は交通費と5万円という金額でやっていらっしゃる方もいます。

　一昨年から色々調査したのですが、あまりにも差がありすぎて、中々根拠がない状況です。  
　もちろん規則等で決めてしまえばいいということも考えたのですが、では、この金額は何を根拠に決めたのか、説明が難しいため、やはり申込者が出せる金額と、それに折り合っていただける講師との間で、直接調整してもらう仕組みになると思います。

　県に御相談があった時は、例えば、申込者から、本当にお金がなくて３万円しか出せないです、と御相談があれば、では県から講師の方にはお伝えしてみますね、という話はしています。

　その後は、直接御相談してください、というお願いをしてしまってるところです。

（松本委員）

　とても大事な部分ですので、事例を重ねながら、ゆくゆくは検討課題の１つにしてもいいかもしれないですね

（石橋委員）  
　謝金の話を進めるのであれば、過去やった事例も聞いておいた方が良いと思います。

（事務局）

　金額は把握済です。まだ2件しか実績がないというのもあるのですが、あとは、個人の方で講演をされている方達には、教えていただける範囲で、何円くらいで受けていただいているのか、聞いていたりもします。  
　中には講演依頼のあった企業から口外を止められていることもあります。

（松本委員）

　かなりバラエティに富んだやり方になっているので、一律化するには相当事例を積みあげないと難しいと思います。

　私の事業所だと１件につき、何万円と基準を決めていて、それが払えないとのことであれば、おまけしますよ、といった交渉をやっています。

　小学生への障害理解促進は大事だから、講演金額は半額でいいですよ、他には内密にお願いします、といったことも出来るので、少し事例を積んでみましょう。

（事務局）

　そうですね、その交渉について、では半額でいいです、というのを県で言えるかと言うと、やはり当事者同士で上手くやってくださいということしか出来ず、一律の金額を決められなかったことがあります。

（松本委員）

　少し検討していきましょう。  
　講師登録基準について、講師が１人で講演、研修をこなせる方がいい、という案があった思います。すごく良く分かりますが、語りには色々なバージョンがあります。

　掛け合い型の語りというのもあって、施設の職員と利用者の方が掛け合いして、実際この時どうした、退院した時どんな気持ちだった、等やり取りしながら実施するのですが、その方式の語りが今ブームです。

　それだと１人で出来ていないではないか、と言われると痛いところです。  
　北九州のホームレスの語りが、依頼すると１回１０万円くらいしますが、とてもいい内容です。ホームレスの方と支援団体の代表である奥田知志さんが2人で語り合う形式でやっています。  
　聴衆がボロボロ泣くような内容です。もう二度とホームレスに石なんか投げるなと皆に思わせる内容で、ホームレスになることがどういうことなのかということを伝えることが出来るのが掛け合い形式でしか出来ないです。

　語りには４形式ありますので、また相談させてください。

（事務局）

　委員の皆様も改選がありましたので、今後御意見を参考にさせていただきながら、実現可能性が高い方にシフトしていきたいと思います。

　前期計画の時からヒューマンライブラリーのような取組が出来たら、という御意見があって、施策として進めたいという委員の皆様の御意見が盛り込まれているのですが、当時の委員のお考えとしては、障害当事者の方からの言葉でなく、施設の方が普段の生活のことを話すとか、普段こういうことが起こってたよねと話すのは違うよね、ということでした。

　当事者の方からの生の声で語っていただくのが目指すところでしたので、出来れば本人のみで、といった御意見は当時の委員からもありました。

　今回御紹介いただいた掛け合い方式は、施設の方が障害当事者御本人の話を促す役割であって、普段当事者に寄り添われている方が、司会的な役割で、このことについてどう思ったのか、こういう時はどうだったのかと、話題を引き出すのは、１つの方法だと思います。  
　ただ、当初は、今申し上げた当時の委員の思いもあって、それを踏まえて委員選定をしました。

　結果、１人での講演実績があって、１人で移動が出来て、ということになってくると、どうしても身体障害のある方達だけに登録講師がなってしまっている現状があります。  
　それだと幅が狭いこともありますし、色々な特性の方たちへの理解が深まらないという危惧もあり、事務局から御紹介した知的障害の方で、かなりの講演実績がある方がいました。私もその方の話を聞いたことがあるのですが、非常に心を打つものがあります。その方も１人でも話せるのですが、講演中は職員の方が寄り添っていらっしゃったりします。

　講演をされる障害当事者御本人が、本当に思いを自分の言葉で語れるということであれば、色々な形式があっていいと思います。

　皆様からも、この人いいのではないかと御紹介いただくためにも、ある程度目安があればいいと思います。

　障害者はかわいそう、大変だ、で終わってしまうともったいないので。

　ある程度の講演実績は、そのようなことにはならないという一定の担保にはなるのかと思っています。

（松本委員）

　講師登録基準はいつぐらいまでに出来ていればいいと考えていますか。

（事務局）

　講師の障害種別を増やして、教育や社協への協力依頼の段階に進みたいと考えますと、早ければ早いほど有難いところです。  
　出来れば、随時、松本委員や皆様にも御相談させていただきたいと思っています。例えばメールで御意見を賜ったりさせていただきたいと思っています。

　彩の国いろどりライブラリーは、事業としてしっかり進めていきたいところでもありますが、このように御意見いただいているところでは、次期計画の中にどのように施策として盛り込むかということも、まとめていかなければいけない作業です。  
　彩の国いろどりライブラリー事業への講師登録基準だけにお時間を割いていただくのも、中々難しいと思っていることからも、今いただいた御意見含めて、整理して、メールで御相談させていただければと思います。

　事務局として整理させていただいたものを、改めて御覧になっていただきつつ、関係機関にも意見聴取出来たらと思っています。

　明日、県社協において福祉教育に関する研修があるとのことで、意見を伺いに行こうと思っています。社協において、どういった基準で、例えば地域の学校等に講師を紹介されているといった部分も参考になるかもしれないので、その点も含めて参考とし、整理して改めて御相談させていただきたいと思います。

　他の事例も調べてみたいと思います。

（石橋委員）

　この講師登録基準は、絶対条件として捉えるのでしょうか。

　それとも、こういう人が望ましいという提示として捉えればいいのでしょうか。  
　多少基準からは外れていても、問題ないけれども、ここに記載されているような方がベストではある、というものなのでしょうか。  
　例えば30分公演なら100回やったことあるけど、一時間は1回もないといった方もいる可能性があると思いまして。

（事務局）

　その点はある程度柔軟でいいと思っています。

　30分までだったら話せるけれども、それ以上の時間だと疲れてしまって活動できない、ということはあると思いますので。

　精神障害のある方もそうですが、知的障害の方等も、考えをまとめながら話すと疲れてしまうので30分程度までなら、といったことはあると思います。

　難病の方等もそうだと思います。例えば小学校の授業45分、50分の中で、30分話して残り質疑等とすることであれば、まとまった時間であるので、いいと思います。  
　今後どう打ち出すのかにもよりますが、事務局としては出来れば企業に聞いていただきたいという思いがあります。

　そうすると、ある程度まとまった時間を話せる方が講師として登録が増えていくといいと思っています。  
　そのため、１時間程度、というのはあくまで目安となります。  
　実績がこれだけあり、講師登録に協力してもいいと御推薦いただいた中で、皆様にいかがでしょうと諮らせていただきたいと思います。  
　１時間等と数字を示して、ガチガチに当てはめることは考えていません。

（松本委員）

　ありがとございます。  
　大丈夫ですか

　本日は丁寧な議論をありがとうございました。

　ホワイトボードに貼付いただいた御意見は事務局でおまとめいただき、展開いただきたいと思います。

　事務局にお返しします。

（事務局）

　事務局から御連絡です。

　この後、すぐに御対応をお願いすることとしましては、伊豆潮風館・おおぞら号に関する緊急提言案の書面議決となります。

　本日、提言案に対し、いただいた御意見を事務局で反映し改めてお送りいたしますので、よろしくお願いいたします。

　それでは、本日はありがとうございました。